

○社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱

平成17年11月1日

告示第127号

改正 平成23年3月31日告示第47号

平成23年7月8日告示第105号

社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱(平成12年裾野市告示第79号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 裾野市長は、介護保険の保険給付に係るサービス(以下「対象サービス」という。)を利用する利用者に対し利用者負担額の一部を軽減することにより対象サービスを利用しやすくするため、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(以下「確認証」という。)を交付し、もって介護保険法の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において対象サービスとは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する居宅サービスのうち同条第2項に規定する訪問介護(以下「訪問介護サービス」という。)、同条第7項に規定する通所介護(以下「通所介護サービス」という。)、同条第9項に規定する短期入所生活介護(以下「短期入所生活介護サービス」という。)、同条第24項に規定する介護老人福祉施設又は介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第1項に規定する特定介護老人福祉施設に入所する者に対して提供される介護福祉施設サービスをいう。

2 この要綱において、利用者負担額とは、次に掲げるものをいう。

(1) 訪問介護サービス

法第41条第4項又は第53条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第19号。以下「居宅算定基準」という。)により算定した訪問介護サービスに係る費用の額(その額が現に当該訪問介護サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護サービスに要した費用の額とする。)から、訪問介護サービスに係る法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費又は法第53条第1項に規定する居宅支援サービス費の額(以下「法定給付額」という。)を控除した額

(2) 通所介護サービス

次のアに掲げる額及びイに掲げる額の合算額とする。

ア 居宅算定基準により算定した通所介護サービスに係る費用の額(その額が現に当

該通所介護サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に通所介護サービスに要した費用の額とする。)から、通所介護サービスに係る法定給付額を控除した額とする。

イ 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第61条第1号イ及び第84条第1号イに規定する食事の提供に要する費用

(3) 短期入所生活介護サービス

次のアに掲げる額、イに掲げる額及びウに掲げる額の合算額とする。

ア 居宅算定基準により算定した短期入所生活介護サービスに係る費用の額(その額が現に当該短期入所生活介護サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に短期入所生活介護サービスに要した費用の額とする。)から、短期入所生活介護サービスに係る法定給付額を控除した額

イ 施行規則第61条第2号イ及び第84条第2号イに規定する食事の提供に要する費用

ウ 施行規則第61条第2号ロ及び第84条第2号ロに規定する滞在に要する費用

(4) 介護老人福祉施設に入所する者に対して提供する介護福祉施設サービス

次のアに掲げる額、イに掲げる額及びウに掲げる額の合算額とする。

ア 法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成12年厚生省告示第21号)により算定した費用の額(その額が現に当該介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。)から、施設介護サービスに係る法定給付額を控除した額

イ 施行規則第79条第1項第1号に規定する食事の提供に要する費用

ウ 施行規則第79条第1項第2号に規定する居住に要する費用

(軽減事業)

第3条 社会福祉法人は、裾野市長から確認証を交付された者が対象サービスを利用する際に支払う利用者負担額の一部又は全部を軽減することとする。

2 前項の軽減の程度は、利用者負担額の4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)を原則とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)については、個室の居住費に係る利用者負担額に限り軽減の対象とし、軽減の程度は、当該利用者負担額の全部とする。

3 第1項に規定する社会福祉法人は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる裾野市長に対して利用者負担軽減の申出をしたものに限る。

(軽減対象者)

第4条 軽減対象者は、次の各号のすべてに該当する者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として裾野市が認めた者及び被保護者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。
- (6) 裾野市が行う介護保険の被保険者のうち法第62条に規定する要介護被保険者又は要支援被保険者であること。
- (7) 市町村民税が非課税の世帯であること。

2 施行法第13条第1項に規定する旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者は、前項の軽減対象者から除くものとする。ただし、施行法第13条第1項に規定する旧措置入所者で利用者負担割合が5パーセント以下の者であっても、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額のあるものについては、当該利用者負担額に限り軽減の対象とする。

(確認証の申請及び認定)

第5条 第3条に規定する軽減事業により利用者負担額の軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書(様式第1号。以下「確認申請書」という。)を裾野市長に提出しなければならない。

2 前条第1項第1号から第4号までの確認については、確認申請書に収入・資産等申告書(様式第2号)を添付することとする。ただし、被保護者は、収入・資産等申告書に代えて被保護者であることを証する書類を添付しなければならない。

3 第1項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

4 裾野市長は、前項の規定により申請した者が、前条に規定する軽減対象者であると認めるときは、有効期限を定めて社会福祉法人等利用者軽減対象決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)により通知するとともに、確認証を交付しなければならない。ただし、軽減対象者でないと認めるときは、理由を付して決定通知書により通知するものとする。

(確認証の有効期限)

第6条 確認証の有効期限は、確認証を発行した月の属する年度の翌年度(確認証を発行した月が4月から6月までの場合にあつては、当該月の属する年度)の6月末日までとする。

(確認証の更新)

第7条 軽減対象者は、有効期間の満了後においても確認証の交付が必要な場合、確認証の更新の申請を行うことができる。

2 確認証の更新の申請は、6月末日までに行わなければならない。

3 前項の申請をするには、確認申請書を裾野市に提出しなければならない。

(確認証の再交付)

第8条 確認証の交付を受けた者は、交付された確認証を紛失し、又は破損した場合には、確認証の再交付を裾野市長に申請することができる。

2 前項の申請をするには、確認申請書を裾野市長に提出しなければならない。

3 破損した場合の第1項の申請には、確認申請書に、その確認証を添えなければならない。

4 第1項の申請により確認証の再交付を受けた者が、紛失した確認証を発見したときは、直ちに、発見した確認証を裾野市に返還しなければならない。

(住所等の変更)

第9条 確認証の交付を受けた者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証記載事項変更届(様式第4号)を裾野市長に提出しなければならない。

2 前項の届出には、被保険者証を提示して行うものとする。

(確認証の返還)

第10条 確認証の交付を受けた者は、次の事由が生じたときは、遅滞なく確認証を裾野市長に返還しなければならない。

(1) 確認証の有効期限に至ったとき。

(2) 確認証の交付を受けた者が転居又は死亡により裾野市の被保険者でなくなったとき。

(3) 法第62条に規定する要介護被保険者又は居宅要支援被保険者でなくなったとき。

(4) 被保護者でなくなったとき。

(5) その他確認証を必要としなくなったとき。

2 裾野市長は、確認証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、確認証を返還させることができる。

(1) 確認証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

(2) 虚偽の届出を行う等、不正な行為があったとき。

(サービスの利用)

第11条 軽減対象者は、対象サービスを利用する際、第3条に規定する社会福祉法人が経営する当該対象サービスを提供する事業者に対して確認証を提示するとともに、利用者負担額から軽減額を控除した額を当該事業者を支払わなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則(平成23年告示第47号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則(平成23年告示第105号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第5条、第7条、第8条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度事業) 申請区分 新規・更新・再発行				
フリガナ 被保険者氏名			確認番号	
			被保険者番号	
生年月日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女	
住 所	〒 電話番号 ( )			
利用者負担額 軽減申請理由				
	氏 名	生年月日	性別	生計中心者に○を 付けてください。
世帯構成	世帯主	・ ・		
	世帯員	・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
裾野市長 様 上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担額の軽減対象の申請をします。 年 月 日 住所 申請者 氏名 電話番号 ( )				
※市記入欄				
交 付 年 月 日	備 考			
年 月 日				
適 用 年 月 日				
年 月 日から				
有 効 期 限				
年 月 日まで				

※市にて記入しますので、記入しないでください。

収入・資産等申告書

年 月 日

裾野市長 様

住 所	
氏 名	㊟

下記の事項について、相違ないことを申告します。

1 本人収入(前年分)

1 年金等収入(遺族年金・恩給・障害年金・老齢福祉年金含む)	
① 年金	円
② 年金	円
③	円
2 給与・事業等収入(仕送り等)	
④	円
⑤	円
⑥	円
3 上記収入を得るための必要経費	
⑦必要経費( )	円
(説明)	
①～⑥の合計 円 - ⑦ 円 = 申告額 円 (150万円以下)	

2 本人預貯金等の状況

●預貯金・有価証券(国債/株式等)・生命保険・現金等	
①	円
②	円
③	円
申告額 円	
①～③の合計 (350万円以下)	

3 資産等の状況

●現在、居住用途に供している土地建物の状況について

1 賃貸借等の土地・建物である

2-① 自己の 土地・建物である

②世帯人の 土地・建物である (続柄 氏名 )

※居住用途以外の本人又は世帯人の資産を記載します

土地	町一地番	所有者	現況地目	利用状況等
建物	町一地番	所有者	種類	居住状況等

4 扶養の状況

●申告人の被扶養状況について(該当する方に○)

1 医療保険証の被扶養者となっている はい・いいえ

2 市町村民税の扶養控除対象者である はい・いいえ

3 負担能力のある親族等に扶養されている はい・いいえ

1-2 世帯人収入申告額(別紙転記)

	氏 名 (続柄)	申告額
ア	( )	円
イ	( )	円
ウ	( )	円
エ	( )	円
オ	( )	円

2-2 世帯人預貯金等申告額(別紙転記)

	氏 名 (続柄)	申告額
ア	( )	円
イ	( )	円
ウ	( )	円
エ	( )	円
オ	( )	円

(軽減対象者要件)

- 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員1人ごと50万円を加算した額以下である
- 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員1人ごと100万円を加算した額以下である
- 日常生活に供する資産以外に資産がない
- 負担能力のある親族等に扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

(1) 記入上の注意

- 申請者及び属する世帯全員の前年における収入、預貯金について申告します
  - 世帯人の収入、預貯金は(別紙)に記載された申告額を本紙に転記します
  - 必要経費とは自営業者における原材料費等を言い、保険料や介護サービス利用者負担金等は含まれません
  - 日常居住している住居以外の不動産がある場合、地代・家賃等の状況を記載します
- (2) 添付書類
- 前年収入状況一源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写、その他収入を証する書類
  - 預貯金等状況一預金通帳(写)、有価証券(国債/株式等)証券等額面額の分かる書類
  - その他一医療保険被保険者証(写)

(別紙)

世帯人氏名( )

収入等の状況		
1 年金等収入 (遺族年金・恩給・障害年金・老齢福祉年金含む)		
①	年金	円
②	年金	円
③		円
2 給与・事業等収入(仕送り等)		
④		円
⑤		円
⑥		円
3 上記収入を得るための必要経費		
⑦	必要経費( )	円
(説明)		
①～⑥の合計	⑦	申告額
	-	=
		円
預貯金等の状況		
預貯金・有価証券(国債/株式等)・生命保険・現金等		
	種 類	金 額
①		円
②		円
③		円
①～③の合計		申告額
		円

世帯人氏名( )

収入等の状況		
1 年金等収入 (遺族年金・恩給・障害年金・老齢福祉年金含む)		
①	年金	円
②	年金	円
③		円
2 給与・事業等収入(仕送り等)		
④		円
⑤		円
⑥		円
3 上記収入を得るための必要経費		
⑦	必要経費( )	円
(説明)		
①～⑥の合計	⑦	申告額
	-	=
		円
預貯金等の状況		
預貯金・有価証券(国債/株式等)・生命保険・現金等		
	種 類	金 額
①		円
②		円
③		円
①～③の合計		申告額
		円

世帯人氏名( )

収入等の状況		
1 年金等収入 (遺族年金・恩給・障害年金・老齢福祉年金含む)		
①	年金	円
②	年金	円
③		円
2 給与・事業等収入(仕送り等)		
④		円
⑤		円
⑥		円
3 上記収入を得るための必要経費		
⑦	必要経費( )	円
(説明)		
①～⑥の合計	⑦	申告額
	-	=
		円
預貯金等の状況		
預貯金・有価証券(国債/株式等)・生命保険・現金等		
	種 類	金 額
①		円
②		円
③		円
①～③の合計		申告額
		円

世帯人氏名( )

収入等の状況		
1 年金等収入 (遺族年金・恩給・障害年金・老齢福祉年金含む)		
①	年金	円
②	年金	円
③		円
2 給与・事業等収入(仕送り等)		
④		円
⑤		円
⑥		円
3 上記収入を得るための必要経費		
⑦	必要経費( )	円
(説明)		
①～⑥の合計	⑦	申告額
	-	=
		円
預貯金等の状況		
預貯金・有価証券(国債/株式等)・生命保険・現金等		
	種 類	金 額
①		円
②		円
③		円
①～③の合計		申告額
		円

※用紙が足りない場合は、コピーして使用すること。



様式第3号(第5条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書  
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度事業)

裾 健 介 第 号  
年 月 日

〒 —

裾野市

裾野市長



様

先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

決定年月日	年 月 日
-------	-------

決定事項	
1 承認する	適用年月日 年 月 日から 有効期限 年 月 日まで 確認番号
2 承認しない	(理由)

【問合せ先】  
裾野市介護保険課  
裾野市佐野1059 電話995—1821

(不服の申立て)

この処分に不服がある場合は、この文書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県介護保険審査会に審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、裾野市を被告(訴訟においては裾野市長が被告の代表となります。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求をした日から3月を経過しても決裁がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第9条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証記載事項変更届

年 月 日

裾野市長 様

氏名 印

社会福祉法人等による利用者負担軽減確認証交付要綱第9条の規定により、記載事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

住 所	新	〒 (電話番号 ー ー )
	旧	〒 (電話番号 ー ー )
フリガナ 氏 名	新	
	旧	

様式第1号(第5条、第7条、第8条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第9条関係)